

障企発 0205 第 1 号  
こ支障 第 22 号  
令和 7 年 2 月 5 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
こども家庭庁支援局障害児支援課長  
（公印省略）

### 障害者総合支援法の対象となる疾病の見直しに関する周知について

障害福祉施策の推進については、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、障害者総合支援法対象疾病検討会における議論等を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病の一部を改正する件」（令和 7 年こども家庭庁告示第 1 号、厚生労働省告示第 1 号）が告示されました（別紙参照）。これにより、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病が新たに 7 疾病追加され、告示される疾病が 369 疾病から 376 疾病へと見直しが行われ、令和 7 年 4 月 1 日より適用されることとなります。

つきましては、別添のとおり周知用のリーフレットを作成しましたので、貴自治体の広報誌、障害者向けのしおり、ホームページ等を活用した周知において適宜ご活用いただき、制度の適切な運用及び周知についてご協力をお願いするとともに、都道府県におかれては貴管内の市町村に対して周知の依頼をお願いいたします。

また、障害福祉サービス等の対象となる難病患者が必要なサービスの利用に向けて申請を行っていただくためには、難病患者ご本人に対して、身近な医療機関や相談機関に従事する医師や相談員等より、受診や相談の機会を通じて、対象となる疾病や制度について周知いただくことが重要となります。

そのため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年法律第 69 号）に基づく特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者御本人に対して必要な情報提供を行う等の取組について、担当部局と連携を図られるようお願いいたします。

なお、管内医療機関に対しての周知につきましては、参考資料のとおり各都道府県、指定都市、特別区の衛生主管部（局）宛に別途依頼を行っておりますので、ご承知おきください。